

大分川下流域かわまちづくり

社会実験 募集要項

令和5年5月

大分川下流域かわまちづくり推進部会

1. 大分川下流域かわまちづくり 社会実験の趣旨

「大分川下流域」は、大分市中心市街地や国道10号に隣接し、JR大分駅から車で約10分と交通アクセスが良好な場所に位置します。河川敷や堤防はウォーキングやサイクリングに、水面はカヌー等に利用され、地域のスポーツの場となっています。

大分市では、この河川空間を活かし、背後の多目的広場等と連携した新たなスポーツ拠点及び多様な利用が可能となる水と緑のオープンスペースとするべく、かわとまちが一体となった賑わいづくりの取り組み「かわまちづくり」を推進しています。

その一環として、河川管理者である国土交通省大分河川国道事務所の協力のもと、大分川の水辺空間を活用した賑わいづくりのための社会実験として、大分川下流域の河川空間を活動の場として利用したい団体や民間事業者等を募集します。この社会実験を通じて、営業活動等による賑わいづくりの可能性や課題等を把握し、今後の空間整備や関係者コミュニティの発展につなげていきたいと考えています。

今回の社会実験においては、一定条件のもと、大分川の水辺空間において売店やオープンカフェ等の営業活動を実施することができます※。社会実験の趣旨に賛同いただき、大分川下流域のかわとまちの賑わいづくりへ参画を希望する事業者を募集します。

※ 平成 23 年に河川敷地を占有する場合のルール「河川敷地占有許可準則」が改正され、水辺のオープン化が推進されています。「都市・地域再生等利用区域」に指定されれば、民間事業者が河川敷地を使用して飲食店や売店、オープンカフェ等を営業することが可能になりました。

2. 募集内容等

1) 実施箇所

- ①：大分川左岸3k400～4k000周辺の河川敷及び水面
(大分市元町地先、別紙位置図を参照)

2) 募集期間

- ①公募期間：2023年5月1日～2024年2月20日

3) 社会実験の実施期間

- ①：2023年9月3日 ※1
②：2023年6月1日～2024年3月31日の中で事業者が希望する期間 ※2
※1 大分川下流域かわまちづくり推進部会でイベント(カヌー体験等を予定)を開催予定
※2 原則午前8時～午後6時までの時間内で、事業者が希望する時間帯

4) 使用料等

無料(ただし河川区域内で一時占有を行う場合は占有料が必要な場合があります)

3. 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、社会的信用を有する者としてします。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
- ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
- イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、税金を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は許認可等の条件となる免許を有していない者
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑥ 社会通念上不相当あるいは違法なものを販売する者

4. 審査

大分川下流域かわまちづくり推進部会（地元住民、市民団体、大分市、国土交通省大分河川国道事務所等による検討組織）において、審査基準に基づき、応募書類の審査を行い、社会実験の候補者を決定します。なお、必要に応じて、追加資料の提出及びヒアリングの実施を求め場合があります。

1) 審査基準

① 地域、社会実験への理解度

- ・大分川の水辺空間の賑わい及び大分市の活性化に寄与できる内容であるか。
- ・大分川を活用する内容であるか。

② 周辺環境への配慮等

- ・社会実験実施後、退去時の原状回復及び甚大な影響が残らないことが、応募書類で確認できるか。
- ・大分川の自然環境に配慮しごみや汚れがないよう、清掃等の対応が応募書類で確認でき、適切であるか。
- ・騒音、におい、ごみ等、周辺環境に配慮することが応募書類で確認でき、適切であるか。

③ 河川利用者、来場者への配慮

- ・他の河川利用者等の妨げにならないよう、配慮されているか。
- ・水難事故や交通事故等に対して来場者が安全に楽しめるよう、配慮されているか。
- ・利用者や来場者の苦情や事故等に対する対応が、応募書類で確認でき、適切であるか。
- ・損害保険、賠償責任保険等に加入する旨の記載が、応募書類で確認できるか。

④ 出水時等の緊急対応

- ・出水等の緊急時における撤去の計画があり、また、連絡体制等が確認できるか。

⑤ 関係法令等の対応

- ・河川管理上支障が無いことが応募書類で確認できるか。
- ・事業の運営にあたり河川法の手続きが必要な場合は別途必要な手続きを実施する旨の記載が、応募書類で確認できるか。
- ・飲食等の事業を実施する場合は、所管の保健所に必要な営業許可等の手続きを実施する旨の記載が、応募書類で確認できるか。

2) 候補者の決定及び審査結果の公表

- ① 審査は、毎月20日締の応募者を対象に、毎月末に実施し候補者を決定します。
- ② 審査結果は、各応募者にお知らせします。また、候補者として選定された事業者は、その名称、事業概要（事業内容・事業期間・事業実施箇所エリア）を公表します。
- ③ 審査の経過や内容、及び結果に対するお問合せ等には、一切応じません。

3) 募集・選定に関する留意事項

- ① 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- ② 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ・応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ・応募資格を満たしていないことが判明した場合

- ・著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

4) 個人情報の取り扱い

- ① ご提出頂いた申請書・添付資料等は返却いたしません。
- ② 申請書にご記入頂きました個人情報は、本社会実験の運営管理目的にのみ利用いたします。ただし候補者として選定された事業者は、その名称を公表します。
- ③ ご記入頂きました個人情報は、必要なセキュリティ対策を講じて厳重に管理いたします。
- ④ ご記入いただきました個人情報の管理について、本社会実験の管理運営のため個人情報保護に関する契約を締結した外部事業者に委託する場合があります。

5) 協議・調整

使用する場所や期間等について、事務局がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

6) 選定通知書

候補者には、施設の使用及び運営に関して、本要項及び賑わいづくり企画提案書、ヒアリングによる協議・調整結果に基づく選定通知書を発行します。

7) 事業の開始時期

候補者は、選定通知書に基づき開業準備をお願いします。

8) 事業実施上の留意点等

- ・速やかに撤去が可能な仮設物を除き、工作物の設置はできません。
- ・大雨による水位上昇等、会場に危険が発生する可能性がある場合は、河川管理者の指示に従い、設置物の速やかな撤去・移動を行い避難すること。
- ・事業実施に必要な機材・備品等については、事業者側で準備すること。（電気、音響、照明、水道、トイレ等はありません。ただし、実施期間①のイベントにおいては事務局で仮設トイレ等を用意する予定。）
- ・周囲からの苦情には、適切・真摯に対応すること。

5. 社会実験参加申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ申請者が 郵送、メール または 持参してください。

提出様式：様式1号、様式2号、様式3号

提出期限：（第1回）令和5年5月19日17時必着
（第2回）令和5年6月20日17時必着
（第3回）令和5年7月20日17時必着
（第4回）令和5年8月18日17時必着
（第5回）令和5年9月20日17時必着
（第6回）令和5年10月20日17時必着

(第7回) 令和5年11月20日17時必着

(第8回) 令和5年12月20日17時必着

(第9回) 令和6年1月19日17時必着

(第10回) 令和6年2月20日17時必着

※持参の場合の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

提出先：大分市河川・みなと振興課（大分川下流域かわまちづくり推進部会 事務局）

TEL (097)537-5632、FAX (097)532-7545、メール kasen@city.oita.oita.jp

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

6. 実施報告書及びアンケートの提出

社会実験実施後は、実施報告書（様式4号）及びアンケートの提出をお願いします。

アンケートは事業内容に応じ後日提示します。

大分川下流域かわまちづくり推進部会 宛

住所（法人、団体にあつては所在地）

氏名（法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名）

社会実験参加申請書

大分川下流域かわまちづくり社会実験の募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 活動のエリア

3 出店する店舗数

飲食店： 店舗、 売店： 店舗、 その他： 店舗

4 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日（使用期間 日、実働見込み 日）

5 提出書類（各1部）

- ・暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式2号）及び資料（役員等一覧表を含む）
- ・賑わいづくり事業計画書（様式3号）

6 連絡先

担当者氏名（ふりがな）：

電話：

FAX：

E-mail：

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、当該事項に関する書類の提出を大分川下流域かわまちづくり推進部会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分川下流域かわまちづくり推進部会 宛

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※法人及び団体の場合は役員全員の氏名（ふりがな）、生年月日及び性別が明らかとなる資料を添付すること。

賑わいづくり事業計画書

氏名（団体名称）	
事業概要	①事業内容 ②事業期間（出店期間） ③事業実施個所（希望する場所）
仮設工作物等配置図	
事業計画の詳細 （審査基準への適合）	① 地域、社会実験への理解 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 河川利用者、来場者への配慮 ④ 出水時等の緊急対応 ⑤ 関係法令の対応

※ 書ききれない場合は、別紙（様式自由）や図面等を添付してください。

実施報告書

氏名(名称)	
実施概要 ・事業内容	
・出店期間	
・使用エリア (仮設工作物等配置図)	
事業実施の効果 (集客数、売上等)	
今回の事業実施における課題 今後の事業継続における課題	
今後の事業展開の展望	

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

選定通知書

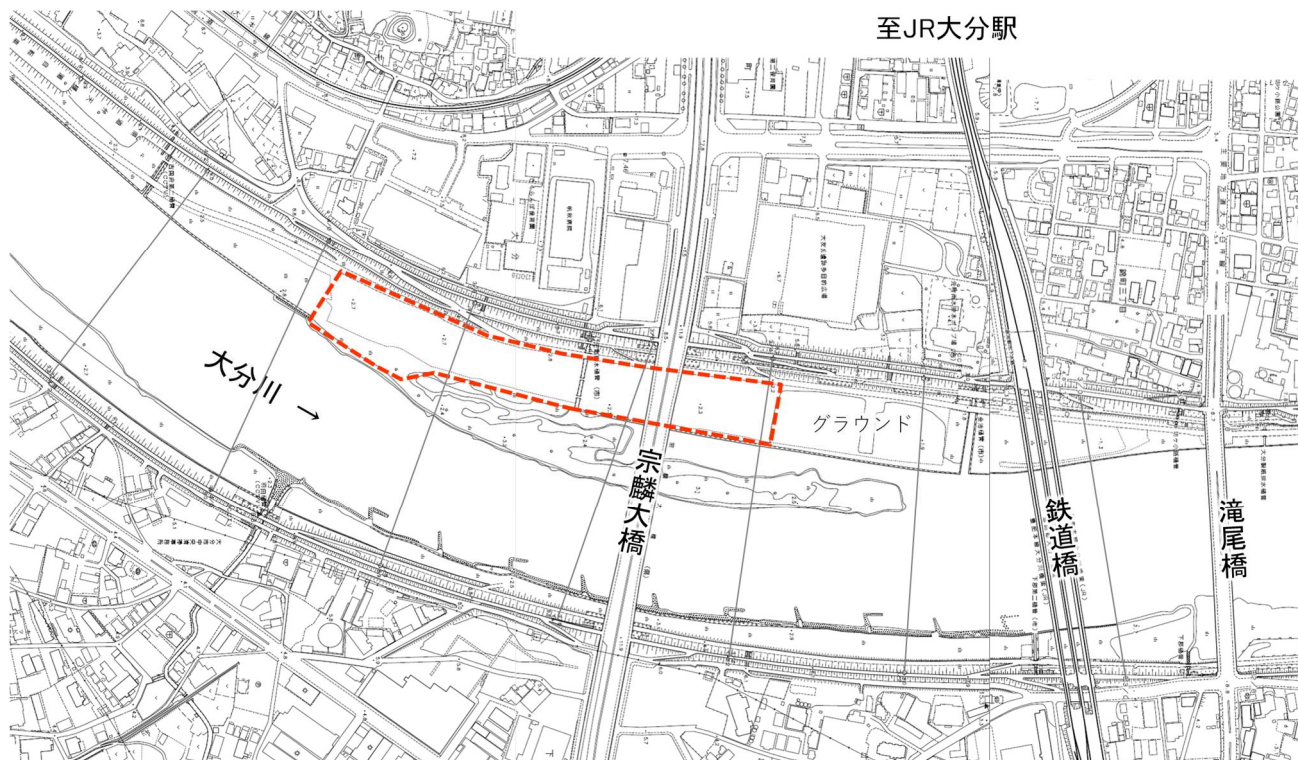
第 号
年 月 日

様

大分川下流域かわまちづくり推進部会

年 月 日付けで、申請のありました賑わいづくり事業計画について次のとおり選定いたします。

使用する団体	所属
事業内容	
出店期間	
希望する場所	
使用条件	<p>○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式 3 号の賑わいづくり企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。</p> <p>【趣旨】大分川を日常的に人が集う憩いの場、にぎわいの場、学びの場等として、より一層活用し、大分市の活性化に寄与する取り組みであること</p> <p>○以下の事項を実施できることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 占用施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 ・ 出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時に撤去対応が可能なこと。 ・ 周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。 ・ 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。 ・ 他の自由使用する利用者を妨げないこと。 ・ 苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を大分川下流域かわまちづくり推進部会に報告すること。 ・ 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。 ・ 事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、事業実施前に加入保険証書の写しを大分川下流域かわまちづくり推進部会に提出すること。 ・ 事業の運営にあたり河川法の手続きが必要な場合は別途必要な手続きを実施し、事業実施前に許可書の写しを大分川下流域かわまちづくり推進部会に提出すること。 ・ 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、事業実施前に営業許可書の写しを大分川下流域かわまちづくり推進部会に提出すること。 ・ 使用に際して、許可証を掲示すること。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者国土交通省大分河川国道事務所及び大分川下流域かわまちづくり推進部会の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。



社会実験実施対象箇所 位置図

※赤線（破線）で囲われた箇所が使用可能なエリアを表しています。